

香川県広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月12日

香川県広域水道企業団議会議長 大 山 一 郎

香川県広域水道企業団議会規則第1号

香川県広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団議会会議規則（平成30年香川県広域水道企業団議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第15条 議員は、公務、疾病、出産、<u>育児、介護その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、<u>当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第15条 議員は、公務、疾病、出産その他の<u>事故のため会議に出席できない</u>ときは、その理由を付け議長に届け出なければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。